

電気需給約款別表

第1表 電力料金表

【東京電力管内】

ファミリー電灯B T

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	契約電流	30A	858.00
		40A	1144.00
		50A	1430.00
		60A	1716.00
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	19.83
	120kWh超過 300kWhまで	第2段階	26.41
	300kWh超過分	第3段階	29.27

ビジネス電灯C T

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	286.00
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	19.83
	120kWh超過 300kWhまで	第2段階	26.41
	300kWh超過分	第3段階	29.27

低圧電力D T

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1074.43
電力量料金	夏季	1kWh	17.33
	その他季		15.76

ベーシックB T

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金(料金単価)		1契約	0.00
電力量料金	託送費	1kWh	9.40
	需給調整管理費		8.40
	合計		17.80

ベーシックC T

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金(料金単価)		1契約	0.00
電力量料金	託送費	1kWh	9.40
	需給調整管理費		8.40
	合計		17.80

ベーシックD T

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金(料金単価)		1契約	731.97

電力量料金	託送費	1kWh	4.54
	需給調整管理費		7.20
	合計		11.74

【中部電力管内】

ファミリー電灯BU

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	契約電流	30A	853.71
		40A	1138.28
		50A	1422.85
		60A	1707.42
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	20.96
	120kWh超過 300kWhまで	第2段階	25.41
	300kWh超過分	第3段階	27.50

ビジネス電灯CU

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	284.57
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	20.96
	120kWh超過 300kWhまで	第2段階	25.41
	300kWh超過分	第3段階	26.95

低圧電力DU

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1104.13
電力量料金	夏季	1kWh	16.95
	その他季		15.41

ベーシックBU

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金(料金単価)		1契約	0.00
電力量料金	託送費	1kWh	10.17
	需給調整管理費		8.30
	合計		18.47

ベーシックCU

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金(料金単価)		1契約	0.00
電力量料金	託送費	1kWh	10.17
	需給調整管理費		8.30
	合計		18.47

ベーシックDU

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金(料金単価)		1契約	550.00

電力量料金	託送費	1kWh	6.07
	需給調整管理費		7.10
	合計		13.17

【関西電力管内】

ファミリー電灯A

(円、税込)

区分		単位	料金単価
電力量料金	最低料金 (最初の 15kWh まで)	1 契約	333.72
	15kWh 超過 120kWh まで	第 1 段階	20.13
	120kWh 超過 200kWh まで	第 2 段階	26.68
	200kWh 超過 300kWh まで	第 3 段階	21.34
	300kWh 超過分	第 4 段階	25.92

電灯プランN

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	396.00
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	16.13
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階	19.87
	300kWh 超過分	第 3 段階	23.63

動力プランTN

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1024.10
電力量料金	夏季	1kWh	14.62
	その他季		13.13

ベーシックA

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金(料金単価)		1 契約	0.00
電力量料金	託送費	1kWh	8.51
	需給調整管理費		7.80
	合計		16.31

ベーシックB

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金(料金単価)		1 契約	0.00
電力量料金	託送費	1kWh	8.51
	需給調整管理費		7.80
	合計		16.31

ベーシック動力

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金(料金単価)		1 契約	460.90
電力量料金	託送費	1kWh	4.69
	需給調整管理費		7.60
	合計		12.29

オール電化

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の 10kW まで	1 契約	2068.00
	10kW 超え 1kW	1kW	396.00
電力量料金	デイトタイム (昼間時間)	1kWh	夏季 27.22
			その他季 24.75
	リビングタイム(生活時間)	21.52	
	ナイトタイム(夜間時間)	14.29	

【九州電力管内】

ファミリー電灯B

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	契約電流	1 契約	30A 891.00
			40A 1188.00
			50A 1485.00
			60A 1782.00
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	第 1 段階 17.46
	120kWh 超過 300kWh まで		第 2 段階 22.36
	300kWh 超過分		第 3 段階 23.44

ビジネス電灯C

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	282.15
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	第 1 段階 17.28
	120kWh 超過 300kWh まで		第 2 段階 22.36
	300kWh 超過分		第 3 段階 24.75

低圧電力D

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	961.40
電力量料金	夏季	1kWh	17.12
	その他季		15.43

ベーシックBB

(円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金(料金単価)		1 契約	0.00

電力量料金	託送費	1kWh	9.07
	需給調整管理費		8.20
	合計		17.27

ベーシックCC (円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金(料金単価)		1 契約	0.00
電力量料金	託送費	1kWh	9.07
	需給調整管理費		8.20
	合計		17.27

ベーシックDD (円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金(料金単価)		1 契約	571.44
電力量料金	託送費	1kWh	5.58
	需給調整管理費		8.10
	合計		13.68

第2表 電気料金

1.電気料金

・電気需給契約者または利用者（以下「お客様」といいます。）が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額及び仕入調整費、安定供給管理費、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

・契約プラン名にベーシックが含まれるお客様につきましては、お支払いいただく電気料金は、基本料金、電力量料金、安定供給管理費、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

2.基本料金

・基本料金は、第1表電力料金表の契約容量または契約電力の単位に基本料金（料金単価）を乗じた金額といたします。低圧電力DT、低圧電力DU、動力プランTN、低圧電力Dの力率割引／割増は、力率が85パーセントを超える場合には基本料金を5%割引、力率が85パーセントを下回る場合には基本料金を5%割増ご請求することを指します。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額とし、その場合の力率は85パーセントとみなします。夏季に使用された電力量には夏季電気料金単価を、その他季に使用された電力量にはその他季電気料金単価をそれぞれ適用いたします。

3.電力量料金

・低圧電力DT、低圧電力DU、動力プランTN、低圧電力Dのお客様は使用電力量に電力量料金を乗じた金額といたします。

・契約プラン名にベーシックが含まれるお客様の電力量料金は、電源料金及び固定料金の合計といたします。

(1)電源料金

電源料金は、各一般送配電事業者のエリアプライス※1をエリア損失率※2で修正した値に、お客様の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、計算後の合計は、小数点第3位を切り捨ていたします。また、電源料金の算出に用いる電力使用量については、計量器が設置されていないお客様、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客様、ス

スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客様は、算定期間内の総電力使用量を30分単位毎で案分したものを、「お客様の30分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。

【式】

お客様の30分毎の電力使用量×{その30分毎のエリアプライス÷(1-エリア損失率)×1.1(消費税等相当額)}

※1 エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」という。）の30分毎のスポット市場価格を指す。算出に用いる各エリアプライス及びシステムプライスはすべて税抜であり、小数点第3位を四捨五入する。エリアプライスについては、JEPXのスポット市場取引結果より確認することができる。

一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）

<http://www.jepx.org/market/index.html>

※2 エリア損失率

各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指す。託送供給等約款に変更があった場合、当社もそれに基づき、エリア損失率を変更する。損失率の変更については、予め了承されたものとする。エリア損失率については、各一般送配電事業者の託送供給等約款に記載の、低圧で供給する場合の損失率となる。

管轄エリア	区分	損失率
東京	低圧で供給する場合	6.9%
中部		7.1%
関西		7.8%
九州		8.6%

(2)固定料金

固定料金は、各一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた「電灯標準接続送電サービス」及び「動力標準接続送電サービス」の料金を基に当社で算出した託送費と需給管理費を合計した固定料金単価に、お客様の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、各一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の託送費を変更することがあります。この場合、託送費の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の本約款に記載する託送費に基づき、固定料金が計算されるものとします。

・固定料金単価の改定

各一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の託送費を変更することがあります。この場合、託送費の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の本約款に記載する託送費に基づき、固定料金が計算されるものとします。需給管理費については、毎年4月1日、7月1日、10月1日、1月1日の年4回、単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

第3表 事務手数料

(1)電気料金（月額）及び電気ご使用量の明細の郵送を希望される場合の発行手数料

1回あたり 300円＋消費税等相当額

(2)コンビニ払込票発行手数料

1回あたり 300円＋消費税等相当額

(なお、クレジットカード払い・口座振替希望のお客様についても、初回のみコンビニエンスストア(払込票)により電力料金を支払うものとする。但し、この場合発行手数料は発生しないものとする。)

(3)初回事務手数料(電気需給契約の締結に伴う初めの事務手数料のこと)

0 円

第4表 電力仕入調整費の適用

各契約種別における料金につき、燃料費調整額と仕入調整費の加減からなる電力仕入調整費の加減を適用するものとし、それぞれ次の『第5表 燃料費調整額』及び『第6表 仕入調整費』の定めに従うものいたします。

第5表 燃料費調整額

【東京電力管内】

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価格の値に基づき、次の試算によって試算された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び 1 トン当たりの平均石炭価格の単価は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

【燃料費調整単価の算定方法】

$$\text{燃料費調整単価} = \{ (A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma) \} - \text{基準燃料価格} \times j \text{ 係数}$$

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

燃料費

(2)の基準単価

$$\text{調整単価} = (44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times 1,000 = \text{調整単価} \times (3) j \text{ 係数}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合

燃料費

(2)の基準単価

調整単価 = (平均燃料価格 - 44,200 円) × 1,000 = 調整単価 × (3) j 係数

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格の算定対象期間	燃料費調整単価の適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 23 銭 2 厘

(3) j 係数の決定基準

j 係数は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」という。）のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 0 時から 24 時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」という。）に応じて、以下に定める j 係数の還元または追加請求を行います。

イ 還元

調達単価がマイナス時（還元）、j 係数は以下の係数を参照します。

還元値(マイナス単価)毎月1日から末日まで	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
6.00 円/kWh 以上	0
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0
0.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0

ロ 請求時

調達単価がプラス時（請求）、j 係数は以下の係数を参照します。

還元値(プラス単価)毎月1日から末日まで	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
6.00 円/kWh 以上	0
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0
0.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0

ハ j 係数の基準値の改定

当社は、毎年4月1日、7月1日、10月1日、1月1日の年4回、j 係数の基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

【中部電力管内】

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価格の値に基づき、次の試算によって試算された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び 1 トン当たりの平均石炭価格の単価は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

【燃料費調整単価の算定方法】

燃料費調整単価 = $\{ (A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma) \} - \text{基準燃料価格} \} \times j \text{ 係数}$

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合

燃料費

(2)の基準単価

調整単価 = $(45,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times 1,000 = \text{調整単価} \times (3) j \text{ 係数}$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合

燃料費

(2)の基準単価

調整単価 = $(\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{ 円}) \times 1,000 = \text{調整単価} \times (3) j \text{ 係数}$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される

電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格の算定対象期間	燃料費調整単価の適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 23 銭 3 厘

(3) j 係数の決定基準

j 係数は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」という。）のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 0 時から 24 時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」という。）に応じて、以下に定める j 係数の還元または追加請求を行います。

イ 還元

調達単価がマイナス時（還元）、j 係数は以下の係数を参照します。

還元値(マイナス単価) 毎月 1 日から末日まで	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
6.00 円/kWh 以上	0
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0
0.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0

ロ 請求時

調達単価がプラス時（請求）、j 係数は以下の係数を参照します。

還元値(プラス単価) 毎月 1 日から末日まで	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
6.00 円/kWh 以上	0
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0
0.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0

ハ j 係数の基準値の改定

当社は、毎年 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日、1 月 1 日の年 4 回、j 係数の基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

【関西電力管内】

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価格の値に基づき、次の試算によって試算された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の単価は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

【燃料費調整単価の算定方法】

$$\text{燃料費調整単価} = \{ (A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma) \} - \text{基準燃料価格} \times j \text{ 係数}$$

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

燃料費

(2)の基準単価

$$\text{調整単価} = (27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times 1,000 = \text{調整単価} \times (3) j \text{ 係数}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合

燃料費

(2)の基準単価

$$\text{調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times 1,000 = \text{調整単価} \times (3) j \text{ 係数}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格の算定対象期間	燃料費調整単価の適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	
---------------------------------	--

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料調整単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

(イ) 従量電灯 A の場合

最低料金 1 契約につき 15 キロワット時まで 2 円 47 銭 5 厘

電力量料金上記を超える 1 キロワット時につき 16 銭 5 厘

(ロ) (イ)以外の場合

電力量料金 1 キロワット時につき 16 銭 5 厘

(3) j 係数の決定基準

j 係数は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」という。）のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間で 0 時から 24 時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」という。）に応じて、以下に定める j 係数の還元または追加請求を行います。

イ 還元

調達単価がマイナス時（還元）、j 係数は以下の係数を参照します。

還元値(マイナス単価)毎月 1 日から末日まで	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
6.00 円/kWh 以上	0
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0
0.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0

ロ 請求時

調達単価がプラス時（請求）、j 係数は以下の係数を参照します。

還元値(プラス単価)毎月 1 日から末日まで	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
6.00 円/kWh 以上	0
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0
0.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0

ハ j 係数の基準値の改定

当社は、毎年 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日、1 月 1 日の年 4 回、j 係数の基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

【九州電力管内】

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を

下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価格の値に基づき、次の試算によって試算された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び 1 トン当たりの平均石炭価格の単価は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

【燃料費調整単価の算定方法】

$$\text{燃料費調整単価} = \{ (A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma) \} - \text{基準燃料価格} \} \times j \text{ 係数}$$

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{\text{燃料費}}{\text{調整単価}} = \frac{\text{(2)の基準単価}}{\text{(3) j 係数}} \times (27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{\text{燃料費}}{\text{調整単価}} = \frac{\text{(2)の基準単価}}{\text{(3) j 係数}} \times (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格の算定対象期間	燃料費調整単価の適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針

	日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 13 銭 6 厘

(3) j 係数の決定基準

j 係数は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」という。）のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 0 時から 24 時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」という。）に応じて、以下に定める j 係数の還元または追加請求を行います。

イ 還元

調達単価がマイナス時（還元）、j 係数は以下の係数を参照します。

還元値(マイナス単価) 毎月 1 日から末日まで	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
6.00 円/kWh 以上	0
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0
0.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0

ロ 請求時

調達単価がプラス時（請求）、j 係数は以下の係数を参照します。

還元値(プラス単価) 毎月 1 日から末日まで	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
6.00 円/kWh 以上	0
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0

5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0
0.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0

ハ j 係数の基準値の改定

当社は、毎年 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日、1 月 1 日の年 4 回、j 係数の基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

第 6 表 仕入調整費

- ・契約プラン名に X、Y、Z が含まれないお客様

各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 15 時から 21 時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」という。）に調達単価係数を乗じた数値に応じて、以下に定める仕入調整費の還元または追加請求を行うものといたします。ただし、以下(3)に定める適用除外期間において使用される電気の料金には、仕入調整費の適用を行わないものとします。

- ・契約プラン名に X、Y、Z が含まれるお客様

各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間に係る各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」という。）に調達単価係数を乗じた数値に応じて、以下に定める仕入調整費の還元または追加請求を行うものといたします。ただし、以下(3)に定める適用除外期間において使用される電気の料金には、仕入調整費の適用を行わないものとします。

(1) 調達単価係数、還元基準値及び追加請求基準値の設定

イ 調達単価係数

調達単価係数は 1.2 といたします。

ロ 還元基準値

当月調達単価が還元基準値を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める仕入調整費（還元）を差し引くものといたします。

ハ 追加請求基準値

当月調達単価が追加請求基準値を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める仕入調整費（追加請求）を加えるものといたします。

仕入調整費の算定に係る調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値は、以下表のとおりといたします。

管轄エリア	契約プラン	調達単価係数	還元基準値	追加請求基準値
東京	オリジナルプラン	1.2	6.25 円	10.25 円
	X Y Z プラン	1.2	6.00 円	10.00 円
中部	オリジナルプラン	1.2	5.25 円	9.25 円
	X Y Z プラン	1.2	5.00 円	9.00 円
関西	オリジナルプラン	1.2	3.75 円	7.75 円
	X Y Z プラン	1.2	3.50 円	7.50 円
九州	オリジナルプラン	1.2	4.25 円	8.25 円
	X Y Z プラン	1.2	4.00 円	8.00 円

ニ 還元基準値及び追加請求基準値の改定

当社は、毎年4月1日、7月1日、10月1日、1月1日の年4回、還元基準値及び追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

(2) 仕入調整費の算定

仕入調整費は以下の算式により算定された金額に消費税および地方消費税の税率の合計を乗じた金額といたします。なお、端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

仕入調整費の還元

$$\{\text{還元基準値} - (\text{調達単価} \times \text{調達単価係数})\} \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\%$$

仕入調整費の追加請求

$$\{(\text{調達単価} \times \text{調達単価係数}) - \text{追加請求基準値}\} \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\%$$

※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間(以下、「N月度検針期間」という。)において使用される電気の料金に適用される仕入調整費は、お客様の毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

検針基準日	対応調達単価
1日～31日まで	N月1日からN月末日までの期間において算定した調達単価

(3) 適用除外期間

毎年4月1日、7月1日、10月1日、1月1日の年4回、当社ホームページへの掲載その他の方法により通知するものとします。

第7表 安定供給管理費

当社は、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額を、お客様が使用する電気の料金において、安定供給管理費としてお客様にご請求いたします。安定供給管理費は、お客様のご契約内容に依りて以下のいずれかの算式により算定される金額に消費税および地方消費税の税率の合計を乗じた金額といたします。(※3)

【式】

- ・契約プラン名にX、Y、Zが含まれないお客様

電灯需要のお客様は、料金の算定期間における使用電力量(kWh)×当社がお客様の供給区域ごとに定める単価(※1)×1.1(消費税等相当額)

動力需要のお客様は、料金の算定期間における契約電力(kW)(※2)×当社がお客様の供給区域ごとに定める単価(※1)×1.1(消費税等相当額)

- ・契約プラン名にX、Y、Zが含まれるお客様

料金の算定期間における契約電力(kW)(※2)×当社がお客様の供給区域ごとに定める単価(※1)×1.1(消費税等相当額)

※1：当社は、毎月1日において、安定供給管理費の単価等の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、書面、電子メール、インターネット上での開示等、当社が適当と判断した方法によりお客様に通知し、その内容を改定することができるものといたします。N月改定の場合、N月+1の検針日からN月+2の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のkWh単価、またはkW単価により算定する安定供給管理費の適用を開始します。

※2：契約電流(A)については10Aを1kWに、契約容量(kVA)については1kVAを1kWに、それぞれ換算して適用いたします。

※3：各金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数点第 3 位以下を四捨五入とします。

第 8 表 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1.再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

・再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」という。）により定めます。

2.再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

・1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準じた期間に使用される電気に適用いたします。

3.再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

・再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に 1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単価は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

第 9 表 解約違約金

(1) 適用

お客様が電気需給契約による電気供給開始日から起算して(2)に定める最低利用期間に満たない時期において解約を希望する場合には、最低利用期間の残余期間に関わらず(3)に定める解約違約金を要します。

(2) 最低利用期間

2 年間または 3 年間（供給開始日から起算）

契約期間満了後は原則 2 年または 3 年(供給開始日から起算)毎に同一条件にて需要契約を自動更新するものとします。

※万が一途中で契約プランを変更された場合は、変更された検針日から 2 年または 3 年毎に同一条件にて受給契約を自動更新するものとします。

(3) 解約違約金

9,800 円（不課税）

(4) 解約事務手数料

3,000 円＋消費税等相当額

第 10 表 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。

イ 前月または前年同月の月間使用電力量による場合

前月または前年同月の月間使用電力量／前月または前年同月の料金の算定期間の日数×協定対象期間の日数

ロ 前 3 月間の月間使用電力量による場合

前 3 月間の月間使用電力量／前 3 月間の料金の算定期間の日数×協定期間の日数

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量(入力)にそれぞれの使用時間を乗じて得た値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量による場合

取替後の計量器によって計量された使用電力量 / 取替後の計量器によって計量された期間の日数 × 協定対象期間の日数

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量 / {100 パーセント + (±誤差率)}

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客様の申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

第 1 1 表 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	ファミリー電灯 B T ビジネス電灯 C T ファミリー電灯 B U ビジネス電灯 C U ファミリー電灯 A 電灯プラン N オール電化 ファミリー電灯 B ビジネス電灯 C ベーシック B T ベーシック C T ベーシック B U ベーシック C U ベーシック A ベーシック B ベーシック B B ベーシック C C
動力需要	低圧電力 D T 低圧電力 D U 動力プラン T N 低圧電力 D ベーシック D T ベーシック D U ベーシック動力 ベーシック D D

(1) ファミリー電灯 B T、ファミリー電灯 B U、ファミリー電灯 B、ベーシック B T、ベーシック B U、ベーシック B B

イ適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①契約電流が 30 アンペア以上であり 60 アンペア以下であるものに適用します。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上または送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ契約電流

①契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、当社が指定する販売窓口等の契約要件を満たさない場合は、お申込みを受け付けないことがあります。最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、お客様が契約直前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示または、電気工事店などによる最大需要容量の調査結果を示す書面の提示によって行うものといたします。

②当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」という。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(2) ビジネス電灯 C T、ビジネス電灯 C U、電灯プラン N、ビジネス電灯 C、ベーシック C T、ベーシック C U、ベーシック B、ベーシック C C

イ適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上または送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ契約容量

契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約容量に準じるものといたします。ただし、前小売電気事業者が契約容量を定めていない場合には、お客様が電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面

の提示によって契約容量を定めることができるのといたします。

(3) 低圧電力DT、低圧電力DU、動力プランTN、低圧電力D、ベーシックDT、ベーシックDU、ベーシック動力、ベーシックDD

イ適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

①契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

②需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

③負荷率（電気料金算定期間内の電気使用量÷電気料金算定期間の日数÷契約電力×100）は当社が定める割合以下であること。

ロ供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上または送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとすることがあります。

ハ契約電力

契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力に準じるものとする。ただし、前小売電気事業者が契約電力を定めていない場合には、お客様が電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約電力を定めることができるものといたします。